東京都北区条例・規則による独自規定の主な改正点（令和 8 年 11 月 7 日施行）

～事前周知について～

● 事前周知に関して、周知事項、周知範囲の対象、周知方法、周知期間が規定されました。

周知事項	周知範囲	周知方法
（1）営業施設の名称 （2）営業施設の所在地 （3）営業開始予定日 （4）営業者氏名又は名称 及び緊急連絡先 （5）管理業務を委託する場合は 管理者名又は名称 及び緊急連絡先 （6）周辺地域住民等からの 問合せの方法	（1）営業施設の敷地の境界線に接する敷地に存する建築物の使用者 （2）営業施設の敷地の境界線から隣接する建築物の敷地の境界線 までの水平距離が 20m 以内である場合には当該建築物の使用者 （3）営業施設が長屋又は共同住宅である一棟の建築物に存する場合は、 当該建築物にある全ての居室の使用者 （4）営業施設の存する地域の町会又は自治会の代表者 （5）営業施設が分譲マンションに存する場合は、 当該マンションの管理組合又は管理者 （6）その他条例の趣旨を踏まえ、区長が必要と認める者	●2 回以上の説明会 ＋ 周知事項を記載した書面を 公衆の見やすい場所に掲示 ●説明会の開催にあたり、事前に旅館業を営む旨 及び周知事項を記載した文書を作成の上、 周知範囲の対象者に配布又は送付

周知期間

●事前周知は保健所に申請を行う 14 日前までに行うこと。（日程の考え方参照）

※周知について意見があった場合は、その内容及び対応状況を記録し、3 年間保存しなければならない。

○日程の考え方 （例）

～12/1 事前周知完了	14日間 意見募集、対応期間	12/15～ 申請可能

●周知事項に変更（事業譲渡による承継を含む）があった場合には、周知事項を対象者に書面の配布や送付を行い、事前周知を行うこと。